

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第3671700395号)

当事業所はご利用者に対して指定老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について).....	5
7. 残置物引取人.....	7
8. 苦情の受付について.....	7

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 高越会
- (2)法人所在地 徳島県吉野川市山川町川東 82 番 1
- (3)電話番号 0883-42-6765
- (4)代表者氏名 理事長 中 西 二 郎
- (5)設立年月 平成 9 年 8 月 11 日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 ユニット型小規模介護福祉施設

(2)事業所の目的及び運営方針

サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて介護、看護その他日常生活上必要な世話をを行い、入所者が相互に社会的関係を築き、入所者の有する能力に応じ自律的な日常生活を営むことができるよう目指すものとする。

- (3)事業所の名称 特別養護老人ホーム美郷
- (4)事業所の所在地 徳島県吉野川市美郷字毛無 92 番17
- (5)電話番号 0883-26-7878
- (6)事業所長(管理者)氏名 中西 良男

- (7)開設年月 平成18年11月1日

(8)営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	全日 9時～17時

(9)事業所で実施する事業及び利用定員

- ①施設介護サービス 特別養護老人ホーム 定員 30人
②居宅介護サービス 短期入所生活介護サービス 定員 5人
(介護予防入所生活介護サービス)

(10)通常の事業実施地域 吉野川市、阿波市近隣区域

(11)居室等の概要

当事業所では小規模単位型の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	30室	14.71㎡～16.50㎡(専用)
共同生活室	3室	60.12㎡～65.31㎡(専用)
パブリックスペース	1室	36.00㎡
浴室	3室	特殊浴槽1室、一般浴室2室(共用)
医務室	1室	14.70㎡(共用)

※上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所、居室外)

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1	1名
2. 介護職員	10	10名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	2	2名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師	1	1名
8. 栄養士	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週38.30時間)で除した数です。人員数に関しては施設介護サービスと合算して必要な人員数を記載しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)*

以下のサービスについては、利用料金の大部分(7~9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)朝食:8:00 昼食:12:00 夕食:17:30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥重度化への対応

- ・ご利用者の重度化に伴い、医師・看護職員・介護職員・栄養士・生活相談員等が連携し、緊急時には夜間においても看護職員との連絡が取れるよう体制を整え、またこれによる的確な看護指示が行える24時間体制の確保を行うとともに、常に看護職員から嘱託医への連絡及び、協力病院への受診が可能となる体制を整備しています。
- ・ご利用者個々の疾病や身体状況及び、御家族の希望による「看取り」の体制を整備しています。疾病の進行や身体機能の低下等の様々な要因による「看取り介護」を医師・看護職員・栄養士・生活相談員等が協働して取り組みます。

「看取り介護」指針

1. 看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が連携し、ご利用者個々の疾病や身体状況および、ご家族のご希望等による「看取り介護」の体制を整備しています。
2. 緊急時には夜間においても看護職員との連絡が取れるよう体制を整え、24時間体制で的確な看護・介護支持を行います。また常に看護職員から嘱託医師への連絡および協力病院への受診が可能となる体制を整備しています。
但し、当施設内での医療行為は行いません。
3. ご利用者の部屋等で、ご家族が付き添い、共に過ごせる環境を整え、重篤な状態に際しては、ご利用者に24時間付き添えるスペースを確保しています。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(利用料金表参照)

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する居住費・食費に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 居住費 ご利用者に提供する居室の提供にかかる費用です。

基本料金:1日あたり 2066 円

② 食費 ご利用者に提供する食事材料等の費用です。

基本料金:1日当たり 1445 円

☆ 食費・居住費については、所得階層により負担限度額が設けられています。

☆ (別紙利用料金表参照)

①理髪・美容

[理髪・美容サービス]

2ヶ月1回、理髪・美容師の出張による理美容サービス(調髪、パーマ、洗髪)

をご利用いただけます。

利用料金:実 費

②複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第 6 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

阿波銀行 山川支店 普通預金 1054480

郵便振替 16270-12764311

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:阿波銀行、郵便局

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第 8 条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業

者に申し出てください。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	中西内科クリニック
所在地	徳島県吉野川市山川町川東88
診療科	内科、胃腸科、循環器科等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	まつもと歯科クリニック
所在地	徳島県吉野川市山川町前川213-53

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第13条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について*(契約書第 19 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 2 4 6 円）

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第 18 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

7. 残置物引取人(契約書第 21 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 22 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について(契約書第 25 条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 電話番号 0883-26-7878

【職名】 管理者 中西 良男

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

10:00～17:00

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

吉野川市川島庁舎 介護障害課	所在地 徳島県吉野川市桑村863 電話番号 0883-25-6613
美馬市長寿・障害福祉課 介護保険係	所在地 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 電話番号 0883-52-5605
阿波市介護保険課	所在地 徳島県阿波市上野段285番地1 電話番号 0883-36-6814
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松78の1 電話番号 088-665-7205
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島市中昭和町1丁目 電話番号 088-654-4461
徳島県長寿いきがい課	所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話番号 088-621-2182

※その他お住まいの介護保険の保険者(市区町村)相談・苦情窓口でも受け付けています。

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合の対応について

1. 御家族、御契約者(ご連絡先)、必要に応じて市町村へ速やかに事故状況等の報告を行います。
2. ご利用者の助命や安全確保を最優先に救急処置を行うと共に、ご利用者が指定する病院、主治医への連絡及び医療機関との連携を速やかに行います。
3. 事故が発生した場合は事実を調査、確認し事故の究明分析も行います。御家族、御契約者に経過報告も行い整理し記録を行います。

4. 事故発生直後の初期対応手順や医療器具の設置場所、緊急連絡リストを常に整備し、全職員が理解し、速やかに対応できるよう、周知徹底を行います。
5. 常にケアプラン等を活用しながらサービスの質の向上を図るよう職員が連携すると共に介護技術の研鑽に努め、より良いサービスの提供を目指します。
6. 事故が発生した場合は施設全体で受け止め、窓口を一本化し、御家族、御契約者と連携を図り誠意をもって事故解決に努めます。
7. 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償等の手続きを速やかに行います。当施設は「介護サービス事業者向総合賠償責任保険」に加入しております。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 美郷

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____ 氏名 _____ 印

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1)建物の構造 鉄骨造 地上3階

(2)建物の延べ床面積 1,629.22㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も
行います。3名の看護職員を配置しています。

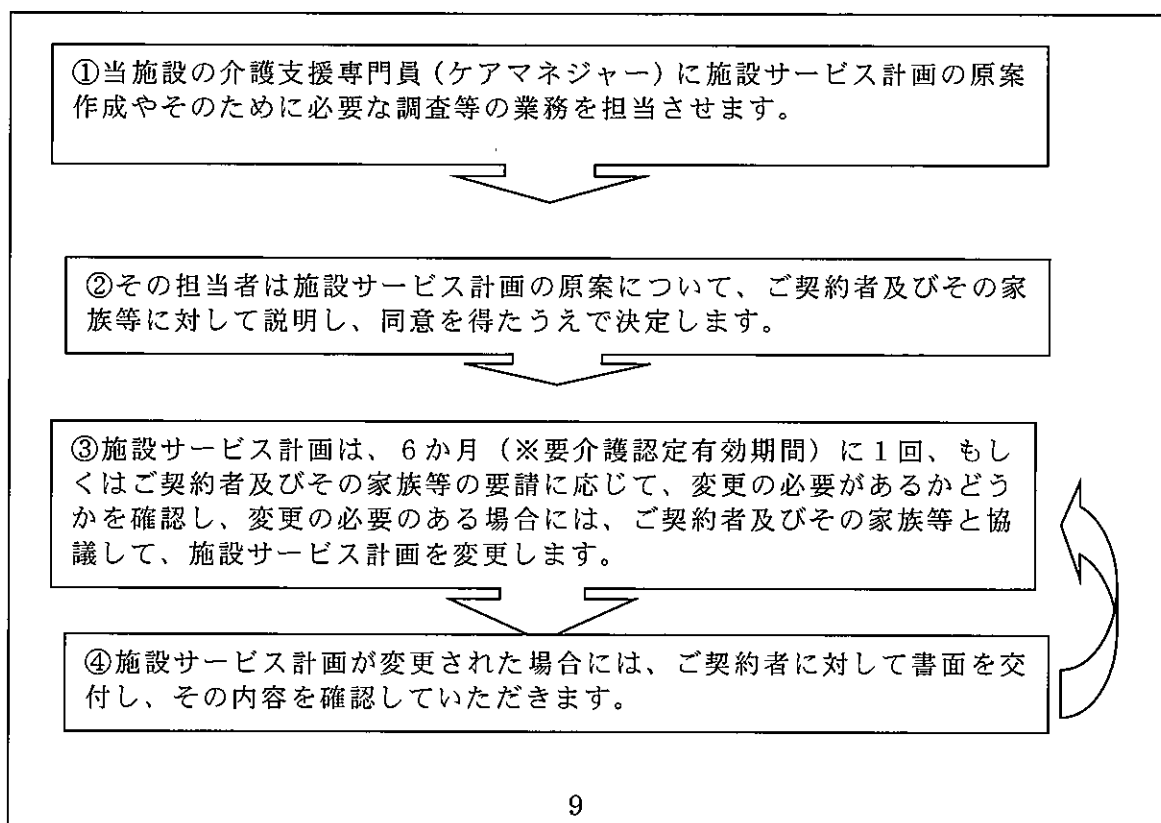
機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の嘱託医師を配置しています。

3. 利用締結からサービス提供までの流れ

(1)ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後に作成する「施設サービス計画」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第 8 条、第 9 条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス終了後 5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

飼育を前提にしたペットの持ち込みはお断りします。

(2) 面会

面会時間 9:00～18:30(時間帯をお知らせいただければ対応します。)

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、食品当の持ち込みはご相談ください。

(3) 外出・外泊(契約書第 22 条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1 日につき 246 円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

(4)施設・設備の使用上の注意(契約書第 10 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6)喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について(契約書第 11 条、第 12 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。